

12/1 ～ 世界人権宣言

毎年 12 月 4 日から 10 日は「人権週間」です。国連では、「世界人権宣言」が採択された 12 月 10 日を人権デーと定めており、我が国においても、この人権デーを最終日とする一週間を人権週間とし、人権の大切さを知ってもらうための様々な啓発活動を全国的に展開しています。今週はこの人権週間がつくれるきっかけになった「世界人権宣言」について考えてみましょう。

20 世紀には、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こりました。特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、世界の平和を実現するためには世界各国が協力して人権を守る努力をしなくてはならないという考え方が第二次世界大戦後に主流になってきました。そこで、1948 年 12 月 10 日、パリで開催された国連第 3 回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

宣言は「第 1 条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」から始まる全 30 条からなります。その内容は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利に関するもので、世界各国の憲法や法律に取り入れられています。この宣言自体、法的拘束力を持つものではありませんが、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。その後、宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）」の 2 つの国際人権規約が採択され、さらには人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約、子どもの権利条約など、個別の人権を保障するために様々な条約が採択されています。

人権は、人間が人間らしく、誰もが尊重されるために必要な権利です。しかしながら、私たちの社会には、いじめや虐待、DV、インターネット上の人権侵害、性的マイノリティ、外国人などへの偏見や差別など、様々な人権問題が依然として存在しています。そのため、一人ひとりが様々な人権問題について理解を深めることが大切です。

丹波市は、人権週間に合わせて、12 月 7 日（日）13 時 30 分から、春日文化ホールにて、「丹（まごころ）の里 人権のつどい」を開催します。ぜひご参加いただき、一緒に人権について考えましょう。詳しい内容は、市のホームページをご確認ください。